

第1 地名の呼び方と

書き方に関する方針

1 地名の概念

ここに地名というのは、陸地・水域に関する名称，都市・村落などの集落名称，地方や国の名称など，地点・地線および地域につけられた名称をいう。

〔本書では，現行の地名を取り扱うものとする。〕

2 地名の書き方

(1) 日本の地名の書き方については，従来の慣習によるが，義務教育における児童・生徒の漢字に対する能力を考慮する。

(2) 外国の地名は，漢字にひらがなを交えた文，地図などにおいて，原則としてかたかなで書くものとする。

(3) 外国の地名は，なるべく，その国なりその地域なりの呼び方によって書く。ただし，現地の呼び方とかけ離れた呼び方が慣用として熟していて，それを今ただちに改めることにいろいろ混乱が予想されるものについては，従来の慣用に従う。

3 小学校・中学校および高等学校（盲学校・ろう学校およ

第1 地名の呼び方と書き方に関する方針

び養護学校の小学部・中学部および高等部を含む。)の地名に関する学習においては、この方針によるものとする。